

社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業 Q&A

番号	質問内容	回答
【在住または在勤確認について】		
1	都内在勤を確認できる書類の中に社員証とありますが、社員証がない場合はどうすればよいですか。	社員証以外では、例えば定期券や名刺等、都内にお勤めであることを確認できる書類をご用意ください。
【提出書類について】		
2	誓約書を必要とする理由を教えてください。	本事業の利用要件や利用手続についてご理解いただいていること等を確認させていただくためです。
3	利用確認書を必要とする理由を教えてください。	所属企業として、利用者が宿泊施設に滞在してテレワーク（リモートワーク）を行うことについて承諾しているか、またBCP（事業継続計画）がある、もしくは策定する考えがあるかどうかを確認させていただくためです。
4	実施報告書を必要とする理由を教えてください。	ご利用期間中のテレワーク実施状況について確認させていただくためです。
5	利用確認書、誓約書、実施報告書は宿泊施設を利用するたびに提出しなければならないのでしょうか。	宿泊施設を利用するたびにご提出が必要です。

6	利用確認書の自署欄は誰の署名が必要でしょうか。	上司等の署名が必要です。ただし、ご自身が役員等であり上司がいない場合は、ご自身で署名して作成してください。
7	個人事業主の場合、利用確認書は必要でしょうか。	個人事業主の場合も提出が必要です。「会社名」「役職・氏名（自署）」欄はご自身の氏名をご記入ください。
8	上司の署名のある利用確認書の原本が入手できない場合（完全テレワークで出社しない、外資系企業で上司が海外等）はどのようにすればよいですか。	原則として原本をご提出いただきますが、やむを得ない事情で原本の入手が困難な場合に限り、写しをご提出いただくことも可能です。
9	実施報告書は後日提出しても良いでしょうか。	実施報告書は、チェックアウト時に必ずフロント等に提出してください。やむを得ず提出できなかった場合は、後日宿泊施設へ郵送していただきます。
【ホテルの利用について】		
10	6泊7日以下の泊数で利用することは可能でしょうか。	6泊7日以下の日数で予約をすることはできません。やむを得ず、宿泊期間の途中でキャンセルをする場合は、利用の無かった日数分について正規料金に対するキャンセル料が発生する場合があります。

11	6泊7日の宿泊の後、延泊することは可能でしょうか。	本事業利用後の延泊はできません。
12	本事業で提供する6泊7日のプランを連続して利用し、12泊することは可能でしょうか。	連続でのご利用は不可といたします。本事業のチェックアウト日と同日に、再度本事業をご利用して新たにチェックインを行うことはできません。
13	本事業を利用してホテルに滞在しながら会社に出勤することは可能でしょうか。	本事業は宿泊期間に一定期間滞在してテレワークを行う取組を支援する事業であるため、ホテルから会社への出勤がある場合はご利用いただくことができません。